

請願第1号

日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願

1 趣 旨

広島、長崎の原爆から72年を経て2017年7月7日、ニューヨーク国連本部で開催された核兵器禁止条約交渉会議において、国連加盟国の63%に当たる122ヶ国の圧倒的多数の賛成で核兵器禁止条約が採択された。

採択された核兵器禁止条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的兵器であり、国連憲章、国際人道法に反するとして、歴史上初めて核兵器を国際条約で明確に違法化した。

また、条約では、「Hibakusya(ヒバクシャ)」の用語を使い、被爆者と核実験被害者の受け入れがたい苦痛と損害に留意し、その被害への援助、支援の責任についても触れ、さらに核兵器廃絶を推進する市民的良心の役割の担い手として、市民社会とともに被爆者を明記していることは、「再び被爆者をつくるな」という被爆者の願いを大きく評価したものである。

条約は、開発、生産、実験、保有、貯蔵などと合わせて、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止している。

この核兵器禁止条約の採択は、被爆以来長い間、みずからの被爆体験を語りながら核兵器廃絶を訴え続けてきた被爆者たちの命と人生をかけた切実な願いと、核兵器のない平和な世界を求めてきた被爆国である日本国国民と世界の世論に誠実に応えるものであり、歴史的な大きな前進である。

条約は50カ国が批准した90日後に発効する規定になっており、発効後は、条約に反するあらゆる活動が国際社会の非難の対象となり、核兵器を違法とする法的規範が確立する。

核保有国とその核の傘の下にある同盟国は、条約への不参加を表明しているが、この条約が発効すれば、それらの国々も政治的、道義的な拘束から逃れることはできない。

唯一の戦争被爆国である日本の政府が、核兵器禁止条約への参加を拒んでいることに対して、被爆者を初め、国内外の平和を願う多くの国民、市民の中に批判と失望が広がっている。

日本政府は、「核保有国と非保有国の橋渡し役を果たす」「核保有国の参加しない条約は意味がない」と言っているが、唯一の戦争被爆国、広島、長崎での被爆の惨状を経験している国として、率先して核兵器禁止条約に参加し、条約不参加を表明している核保有国などを説得することが日本政府の役割である。核兵器禁止条約の批准を広げて、核兵器廃絶、核兵器のない世界を実現するためには、唯一の戦争被爆国日本政府が禁止条約に参加してその先頭に立つべきである。

日本政府が、唯一の戦争被爆国にふさわしく、国是である非核三原則を堅持するとともに、アメリカの核の傘からの離脱を決断し、核兵器禁止条約への賛同と批准の手続きを進めるよう求めるため、日本政府及び関係機関に対し、下記事項について意見書を提出するよう請願する。

核兵器禁止条約への賛同と批准の手続きを進めること。

2 提 出 者

原水爆禁止国民平和実行委員会 代表委員 鈴木孝典

3 紹 介 議 員

佐藤正雄

4 受 理 年 月 日

令和元年6月19日